

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2022 年 11 月 2 日

No.5

**組合：この間の組合員の苦勞に報いず
計画未達を理由とした手当抑制は許さない！**
会社：厳しい状況だが真摯に受け止め議論していく

～2022 年度年末手当交渉 第 2 回交渉報告～

中央本部は本日、第 2 回交渉を行ない「2022 年度年末手当の要求の根拠」を主張しました。主な内容は以下の通りです。

- (1) 2022 年度上半期の収入動向は、計画は下回っているが、前年比は 100.7%となっている。会社は 10 月期改定を行なったが、この間組合員は相次ぐ自然災害により迂回輸送やトラック代行手配、サポート転勤や助勤を実施し、必死に輸送を確保してきた。計画未達を理由とした経費削減や手当抑制を認めることは出来ない。
- (2) 2022 春闘において平均 300 円の賃上げを実施したが、消費者物価指数は 3%上昇している状況となっており、家計への圧迫は一段と強まっている。私たちにとって年末手当は生活給の要素が非常に強い。
- (3) 2023 年度の採用募集が行われているが、一部の支社では予定数に達しておらず、選択されない会社となっている。また、若年層のみならず、中間層の退職が後を絶たず、職場の慢性的な要員不足は解消されていない。組合員のモチベーションを向上させるために、会社は年末手当において形で示すべきである。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の中、組合員は感染対策を行ないながら業務を遂行している。感染拡大によって要員需給が厳しい中でも、助勤や休日出勤を行ない、列車を運休させなかった。この努力に報いることは会社の責務である。
- (5) 人事制度が変更となり 3 年以上が経過したが、制度に対する問題や不平・不満が出されている。家族手当が基準外賃金となり、「職務手当」が基準内賃金になったことにより、プロフェッショナル職群の賃金は低下している。社員が生き生きとやりがいを持って働くことができる会社とするために、賃金制度や評価制度などの改善が必要である。

貨物労組の要求の根拠に対して会社は、「要求の根拠に対して真摯に受け止め、社内で議論していく」とし、次のように回答しました。

【次ページへ続く】

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大や自然災害が多発する中、安全・安定輸送にご尽力頂き感謝申し上げます。
- (2) 2022年度中間決算を後日示すが、業績は予想外に苦しい状況である。コロナ禍による行動制限の緩和により経済活動は広がっているが、円安や値上げにより消費者の買い控えが発生しており収入が上がらない状況である。
年末手当が生活給の一部であることは否定しないが、会社として期末手当については原則、業績に対して支給するものと考えている。しかし、消費者物価指数の上昇により、家計の負担が増していることは認識しており、無視はできないと考えている。
- (3) 要員需給について、特に運転士の需給は厳しい。欠員状態は放っておく訳にはいかない。今年度から乗務員前提の採用や養成枠の拡大を行なっている。2024年度のトラックドライバー労働規制も控えており、受け皿を広げ、しっかり対応出来るようにしていく。
- (4) これまで新型コロナウイルス感染対策を講じてきた。今年はインフルエンザと併せて流行すると言われている。稲沢機関区のシーツ交換業者も決まった。引き続き、経費を削減することなく対策を講じていく。
- (5) 新人事制度は3年目を迎えているが、この間様々な議論を行なってきた。現在の制度のまま全く変えないとは考えていない。65歳定年制の問題もあり、それも含めて意見交換を行ないながら議論していく。
貴組合の要求の根拠について真摯に受け止め、経営幹部にもしっかり伝えて議論していきたい。次回の交渉において、会社の考えについて明らかにしていく。

会社の考え方に対し、中央本部は以下の通り主張しました。

- (1) 会社の収入について、対計画では未達だが、対前年では100%を超えている状況である。したがって、昨年 of 年末手当を下回ることはあり得ない。
- (2) コロナ禍において職場では厳しい要員需給の中、指定公共機関の社会的使命を全うするために奮闘した結果、貨物列車は1本も運休していない。組合員の生産能力の高さからしても、もっと手当を支給するべきである。組合員の努力に対し、感謝やお礼の言葉だけではなく、満額回答という形で示すべきである。
- (3) 「今後の鉄道物流の在り方に関する検討会」において、公的輸送手段として期待されており、会社は将来目標を掲げている。目標の達成に向けて取り組むのは職場の組合員であり、会社はモチベーションを向上させるため、貨物労組の要求に応えるべきである。
- (4) 物価や社会保険料も上がり続けており、組合員の手当に対する期待は高まっており、会社は英断すべきである。

貨物労組の主張に対して会社は、「厳しい状況であるが、真摯に受け止め議論していく。」と回答しました。

本日の交渉以降、いよいよ「闘争ゾーン」に突入します。会社は、中間決算の状況や10月期改定計画の収入未達を理由に、「厳しい状況である」と手当抑制姿勢を明らかにしています。中央本部は要求満額獲得にむけて、職場からの闘いを背景に、組合員の苦労や生活実態など切実な声を引き続き会社に主張して行きます。引き続き、職場からの取り組みを要請し、第2回交渉報告とします。

以上

次回、第3回交渉は11月10日(木)です。